



世田谷区第三次男女共同参画プラン(素案) ジェンダー平等社会の実現を目指して ご意見・ご提案をお寄せください

性別等にかかわらず、誰もが自分の考えで社会の様々な活動に参加する機会があり、政治や経済、文化などの分野で平等に利益を受けるとともに、責任も担う社会(ジェンダー平等社会)の実現を目指して、令和9年度(2027年度)から令和13年度(2031年度)までを計画期間とする「世田谷区第三次男女共同参画プラン」を策定します。

世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会で検討を重ね、素案を取りまとめましたのでご意見・ご提案をお寄せください。

☎人権・男女共同参画課 ☎03-6304-3453 ☎03-6304-3710

基本理念

一人ひとりの人権や多様性が尊重され、誰もが自分らしいライフデザインを描くことができるジェンダー平等社会の実現

ジェンダー平等社会の実現に向けて

ジェンダー主流化*1を推進し、ジェンダー平等社会の実現を目指します。

※性と生殖に関する健康 / 権利



ジェンダー平等社会を実現することによってどんなメリットがあるのでしょうか?

性別等に起因する様々な差別や偏見、困難さが解消され、一人ひとりの人権や尊厳が尊重されるようになります。また、一人ひとりが尊重されることにより、周囲の人との相互理解も進み、安心して暮らし続けられる地域づくりにもつながります。

ジェンダー平等社会実現のために何が必要ですか?

まずは、区の職員一人ひとりがジェンダー平等の意識を持ち、施策に取り組むことが求められます。また、地域においても一人ひとりが日常の行動やコミュニケーションの中で、事業者等は従業員が働きやすい職場環境の整備や事業活動の中で、ジェンダー平等の視点*2を取り入れていくことが重要です。

* 1 ジェンダー主流化

ジェンダー平等の視点を取り入れ、地域や行政の取組みに生かしていくこと

* 2 ジェンダー平等の視点

ジェンダーの観点を踏まえ分析・検討し、ジェンダー平等となるよう考えること

郵送提出用 宛名用紙

料金受取人払郵便
千歳局承認
230
差出有効期限
2026年
10月7日まで
(切手不要)

1568790
定形郵便物
(受取人)
【ご注意ください】
本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。ご了承ください。

住所/世田谷区
氏名/
丁目番号

「男女共同参画社会基本法」が平成11年(1999年)に施行されたことを受け、区では平成19年(2007年)に初めて「世田谷区男女共同参画プラン」を策定しました。

さらに、平成30年(2018年)には、「男女共同参画」と「多文化共生」の理念を結び付けた「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を制定しました。その後も、全ての人が性別等にかかわらず、自分らしく暮らすことができる社会の実現に向けた取組みを進めてきました。

本プランは、近年の社会情勢や人々の意識の変化、さらには国際的な議論の動向などを考慮し、新たに策定するものです。

現在もなお、根強く残る固定的な性別役割分担意識や、ジェンダーに起因する格差、暴力やハラスメントなどの課題の解決に向けて取り組むため、ぜひ皆様のご意見・ご提案をお寄せください。



世田谷区長
のぶと
保坂展人